

参 考 资 料

食品表示法の構造

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**及び同条第九項に規定する**再生医療等製品**を除き、**食品衛生法**第四条第二項に規定する**添加物**（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする**販売の用に供する食品に関する表示の基準**を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加工食品

第三章 生鮮食品

第四章 添加物

第五章 雑則（第四十条・第四十一条）

附則

加工食品、生鮮食品、添加物の別に表示基準を策定

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称））の対象範囲とほぼ同じ

【売上側】

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う農水産品の販売
- ・ 農協や漁協において無条件委託方式、かつ、共同計算方式により行う、組合員の生産した農水産品の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機による販売
- ・ その他請求書等の交付を行うことが困難な一定の場合

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

【仕入側】

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等（区分記載請求書の記載事項を満たすもの）の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- ・ せり売り等の媒介、取次を行う者が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）
- ・ 農協や漁協が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者等を特定せずに販売を行う場合の、組合が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる場合
 - ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
 - ・ 「適格簡易請求書」である入場券等が事後に回収される場合の入場料等
 - ・ 古物営業を行う者が消費者等から古物を買取る場合
 - ・ 質屋営業を行う者が消費者等から質物の所有権を取得する場合
 - ・ 不動産業者が消費者等から建物を購入する場合
 - ・ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品を買取る場合
 - ・ 3万円未満の自動販売機での購入
 - ・ その他請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
（現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

適格請求書等保存方式について

I 適格請求書等の作成・交付関係

1. 適格請求書等発行事業者の登録制度

「適格請求書発行事業者登録簿」への登載事項：氏名・名称、登録番号、登録年月日等。登載事項はインターネットを通じて公表
「登録番号の桁数等」：最大16桁の範囲で、数字のみ又は数字と英字の組合せとする予定

2. 適格請求書の交付免除

事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の課税資産の譲渡等については、その交付義務が免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ④ その他請求書等を交付することが困難な課税資産の譲渡等のうち一定のもの

3. 電子インボイスの保存方法：電子帳簿保存法における保存方法に準じた方法

正当な理由のない訂正削除を防止するため、タイムスタンプを付す等の一定の措置が必要となる（受け手も同様の保存方法）

4. 適格請求書等に記載する消費税額等の計算方法

- ・ 次のいずれかの方法とし、それぞれの方法により算出した金額の一円未満の端数を処理（一請求につき、税率区分ごとにそれぞれ一回）
 - ① 取引の税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）
 - ② 取引の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減税率対象品目については、108分の8）

5. その他

- ・ 適格請求書等の記載事項について、税率ごとに請求書等を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）
- ・ 例えば、一定期間分の取引について請求書等を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付されている場合には、相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）

（注）この場合、それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要

II 売上税額の計算

1. 適格請求書又は適格簡易請求書の写し（電子インボイスの場合を含む）を保存している場合には、これらの書類に記載された消費税額等（上記I 4.により端数処理した後の金額）を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することが可能
2. 現行の特例措置である課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（積上げ計算の特例）については、インボイス制度導入の際に上記II 1.のとおりに移行して廃止

Ⅲ 仕入税額控除関係

1. 適格請求書又は適格簡易請求書以外の書類の保存により仕入税額控除ができる場合の当該書類の記載事項

- ・ 仕入れを行った者が作成する仕入明細書、仕入計算書等（相手方の確認を受けたものに限る）
記載事項：適格請求書の記載事項と基本的に同じとし、課税仕入れの相手方の登録番号の記載を必要とする（相手方が免税事業者の場合には、登録番号がないため、記載事項を満たすことはできない）
- ・ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等において作成する書類
記載事項：適格請求書の記載事項のうち、委託者（生産者等）の登録番号の記載は不要とする

2. 帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる場合の取引

- ・ 次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される上記Ⅰ 2. ①に掲げる公共交通機関からのもの
 - ② 適格請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
 - ③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業、リサイクル業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける一定のもの
 - ④ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
 - ⑤ その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定のもの

Ⅳ 仕入税額の計算

1. 課税仕入れに係る消費税額は原則として適格請求書及び適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算^(注)する

(注) 上記Ⅲ 2. に掲げられる適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要しない課税仕入れについては、次のいずれかの方法により計算

- ・ 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する場合には、当該消費税額等の積上げ計算
- ・ 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、帳簿に記載された当該課税仕入れに係る支払対価の額から割り返して計算

2. 売上げに係る税額の計算につき、上記Ⅱ 1. の適用を受けない場合（総額割返し計算の場合）は、仕入控除税額も総額割返し計算が可能

Ⅴ その他

・ 税率が区分されていない取引に係る課税標準、値引き、返品、割戻しの計算

区分記載請求書等保存方式の下と同様、取引の内容に応じ、税率の異なるごとに合理的に区分。合理的に区分されていないときは、取引の総額に占める軽減税率対象取引の割合により按分

(注) 上記の内容については、今後政令等において明確化。なお、適格請求書等保存方式に関する政令等については、事業者の準備状況等を検証しつつ、整備していく予定

軽減税率の実施に伴い事業者が生じる事務負担

業務実務（商品管理）

- ・ 顧客（消費者）から適用税率を聞かれる場合
- ・ 顧客（事業者）から請求書（領収書）の発行を求められる場合

があることから、日々の業務において適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要。

納税事務（区分経理に基づく税額計算）

税額を計算する際には、

- ・ 軽減税率が適用される1年間の取引の合計額
- ・ 標準税率が適用される1年間の取引の合計額を区分して計算する必要。

仕入の際に、

- ・ 納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認し、
- ・ 確認した適用税率を価格ラベルに記載しておく、あるいは適用税率確認用の早見表や簡易なシステムなどを作成。

販売の際に、

- ・ 消費者から適用税率を聞かれた場合は、価格ラベルなどを見て適用税率を説明。
- ・ 事業者から請求書の発行を求められた場合は、価格ラベルなどを見て、以下の内容が記載された請求書を発行。
 - ✓ 軽減税率対象品目である旨の印
 - ✓ 適用税率ごとの取引金額

日々、業務終了後に、

- ・ 軽減税率が適用される売上と
- ・ 標準税率が適用される売上をそれぞれ集計し、区分して記帳（売上の区分経理）。

また、受領した請求書に基づいて、

- ・ 軽減税率が適用される仕入と
- ・ 標準税率が適用される仕入をそれぞれ集計し、区分して記帳（仕入の区分経理）。

上記の区分経理に基づいて、売上税額及び仕入税額を計算。

事業者の主な日々の追加業務【飲食料品小売業を営む事業者の例】

軽減税率の実施に伴い追加・変更される業務
※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

軽減税率実施時の主な対応

- 軽減税率に対応したレジの買替え・改修や、会計システム等の改修が必要。

(注) 単機能なレジは1台1~2万円程度。POSレジは1台20~100万円程度。

日々の業務として、主に以下の作業が発生

【仕入】

- 仕入の区分経理や、販売時の適用税率設定のため、納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認。
- 適用税率別に区分して仕入を記帳。

【販売】

- 仕入時に確認した対象品目の線引きにしたがって、
 - ・POSレジの場合は、POSレジに適用税率を登録。
 - ・単機能レジやバーコードのない商品の場合は、価格ラベルに適用税率を記載し、レジ打ち時に適用税率を入力。

- 領収書を求められた場合は、
 - ・適用税率ごとに取引金額を集計して記載するとともに、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額を記載した明細を発行。

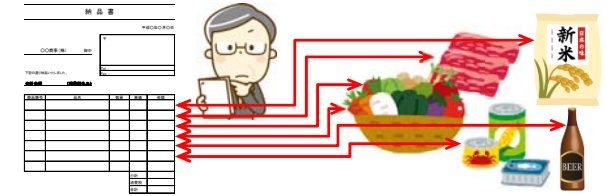
- 割引券などによる値引きは、軽減税率対象品目と標準税率対象品目の販売額の比率で按分する等、値引き額を合理的に配分し、適用税率ごとの販売額を再計算。

- 【記帳】業務終了後、一日の売上を適用税率別に集計し、区分して売上を記帳。

- 【決済】適用税率及び適用税率ごとの請求金額が、納品書と請求書で一致しているか確認。

①適用税率の確認

コンビニで数千、スーパーで数万、百貨店で約10万の商品を取扱い。



②仕入の区分経理

現行 (税込経理の場合)		軽減税率実施後 (税込経理の場合)	
4/1 仕入(野菜等)	22,000	4/1 → 仕入(野菜等)	10,800
	買掛金 22,000	区分 → 仕入(割替等)	11,000
			買掛金 21,800

③適用税率のレジ登録・ラベル貼付



定番商品のほか、日替わり商品・季節商品など、個々の商品の適用税率をレジに登録

④領収書の発行

領収証	
うなぎ	サの字 様 20XX年X月X日
	¥7,249-
うち軽減税率対象品目	: ¥4,184-
うち標準税率対象品目	: ¥3,065-
但米	として

明細書	
※豚肉	¥631
※割りばし	¥398
※きゅうり	¥271
※精米	¥2,567
※ビール	¥2,496
計	¥7,249
うち軽減対象	¥4,184
うち標準対象	¥3,065

<④~⑥>
POSレジを扱えない事業者は、軽減税率対象品目と標準税率対象品目をそれぞれ、手作業で集計・計算。

⑤値引き

〇〇商店 20XX年X月X日 XXXX	
豚肉	¥631
ビール(6本)	¥1,248
精米	¥2,567
カレーうどん	¥202
...	...
割りばし	¥398
紙皿	¥198
小計	¥5,634
値引き(割引券)	▲¥500
合計	¥5,134

計 5,634円	
軽減対象	3,707円
標準対象	1,927円
割引券	¥500
按分	
軽減対象	3,378円
標準対象	1,756円
計	5,134円

⑥売上の区分経理

現行 (税込経理の場合)		軽減税率実施後 (税込経理の場合)	
4/1 現金	220,000	4/1 現金	218,000
	売上(野菜等) 220,000		売上(野菜等) 108,000
			区分 → 売上(割替等) 110,000


- ✓ 「EU型インボイス制度」(6月5日資料D案)を導入した場合も、基本的には同様。
- ✓ 納税義務がないにもかかわらず、免税事業者に、軽減品目に印を付した請求書の交付義務と、そのための商品管理の事務が生じる。

事業者のシステムについて


卸売事業者

小売事業者

消費者



受注システム



【大手・中堅】

商品データベース

商品コード	商品名	税率	仕入先	原価	売価	...
000001	コシヒカリ	8%	A米穀	2,053	2,567	
000002	豚肉	8%	B畜産	193	241	
000003	きゅうり	8%	C青果	135	169	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
009999	ビール	10%	Z商事	195	235	

発注システム (仕入)

POSレジ (売上)



発注 (電話・FAX)

納品

請求 (請求書)



仕入データ

売上データ

経理システム

【中 小】

単機能レジ

経理システム

仕入データ (手入力)

売上データ (手入力)

【零 細】

手書きで記帳

4/1 仕入 (野菜等)	54,000	買掛金 (農家D)	87,000
仕入 (割箸等)	33,000		

小銭箱

〇〇商店
20XX年X月X日 XXXX

豚肉	¥631
ビール (6本)	¥1,248
精米	¥2,567
カレールー	¥202
⋮	⋮
割りばし	¥398
紙皿	¥198
合計	

